今後の住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕様書の旧氏の振り仮名等にかかる修正点

令和7年1月

目次

- 1. 全国意見照会概要
- 2. 住民記録システム等における旧氏の振り仮名対応にかかる主な変更内容
- 3. (再掲)旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定に向けたスケジュール
- 4. (再掲)旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定にかかる適合基準日
- 5. 制度改正に伴う標準仕様書改定に係る考え方
- 6. 政令改正による各システムにおける仕様書修正想定内容
- 7. (再掲)標準仕様書想定案の取扱い・周知

1. 全国意見照会概要

1-1.全国意見照会対象論点内訳

- 今和7年1月に予定する各システム仕様書修正の主な論点のうち、令和6年11月に実施した全国意見照会においては照会対象を 論点1のみとして実施しました。
- 論点1は、現時点で確定している住民記録システム第5.1版の内容にのみ修正があり、旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書(想定最終版)における変更箇所への影響はありません。
- 論点 2 は、令和5年度以降複数回の検討会において検討を実施するとともに、令和6年4月には全国意見照会を実施済みであり、 政令改正を行った場合を想定した標準仕様書の変更点についても、想定最終版を令和6年5月31日に公表(令和6年9月11日 更新)したことから、今般実施する全国意見照会においては照会対象外としました。
- 論点1及び論点2の内容は、住民記録システム第6.0版及び印鑑登録システム第3.3版として記載します。なお、住民記録システム (想定最終版)の一部は関係する政令が現時点で公布されていないことから、引き続き想定最終版として残る予定です。

令和7年1月における各システム仕様書修正の主な論点内容

1. 全国意見照会概要

1-2.住民記録システムにおける主な変更内容

凡例 <u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 住民記録システム標準仕様書における修正内容について下記に示します。

修正前

修正後

日本人氏名の振り仮名を住基法第7条に基づく記載事項として住民 票にそれぞれ初めて記載する場合の異動事由を「職権記載」とする。



日本人氏名の振り仮名を住基法第7条に基づく記載事項として住民 票にそれぞれ初めて記載する場合の異動事由を「職権修正」とする。

【修正理由】

- ・「職権修正等」は住基法施行令30条の5第3号及び住基法施行規則第11条第3項第3号により、住民票記載事項の一部に変更があった場合の異動事由とされているため
- ・ベンダーや自治体から、「職権修正」が適当ではないかとの意見が多数寄せられたため

住民記録システム標準仕様書修正内容

#

修正ポイント

住民記録システム標準仕様書修正内容

日本人氏名の振り仮名を住基法第 7条に基づく記載事項として住民票 にそれぞれ初めて記載する場合の異 動事由を修正

1

• 住民票にそれぞれ初めて記載する 場合の異動事由を「職権記載」か ら「職権修正」に修正する。

20.0.3 異動履歴の記載 【実装必須機能】

(前略)

(記載例) 戸籍の届出に基づき日本人氏名の振り仮名を記載した場合

【異動履歴】

令和7年6月7日申出(令和7年6月7日異動(職権<u>修正<mark>記載</mark>))</u>

異動項目:氏名の振り仮名

異動前:【空欄】 異動後:サトウ ハナコ

留意事項:

(後略)

(参考資料) 氏名の振り仮名に関するよくある質問とそれに対する回答

- Q 氏名の振り仮名を住基法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載する場合、その時点で有効なカード用署名用電子証明書は失効するのか。また、既に申請又は発行されているマイナンバーカード自体の有効性はどうか。
- A カード用署名用電子証明書は失効しない。また、既に申請又は発行されているカードに振り仮名を記載せずとも、そのカード自体は引き続き有効である。

カード用署名用電子証明書関係

結論

住基法改正の施行の日(令和7年5月26日)以降に住民票に氏名の振り仮名が記載された場合においても、カード用署名用電子証明書は失効しない。

根拠

- **住基法改正の施行の日(令和7年5月26日)から公的法改正の施行の日(同法の第4号施行日)までの約1年間において** は、令和5年の番号法等改正法の附則第4条の経過措置により、**氏名の振り仮名はカード用署名用電子証明書の記録事項に入らない。**
- **公的法改正の施行の日以降においては、**令和5年の番号法等改正法の附則第5条の経過措置により、
- ・ 既に発行されているカード用署名用電子証明書の記録事項に氏名の振り仮名は入らない
- ・ 既に発行されている氏名の振り仮名が入っていないカード用署名用電子証明書は、住民票に氏名の振り仮名が記載された場合でも失効しない

既に申請又は発行されているマイナンバーカード関係

結論

振り仮名を記載することができるようになる際(令和5年の番号法等改正法の第4号施行日)に既に申請又は発行されているカードについては、振り仮名を記載せずとも引き続き有効である。

根拠

- 住基法改正の施行の日(令和7年5月26日)から番号法改正の施行の日(令和5年の番号法等改正法の第4号施行日) までの約1年間においては、氏名の振り仮名はカードの記載事項に入らない。
- **番号法改正の施行の日以降においては、**令和5年の番号法等改正法の附則第3条第1項の経過措置※により、既に申請又は発行されているカードに振り仮名を記載せずとも、**そのカードは引き続き有効である。**
- ※ 経過措置規定

第3条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カードの記載事項については、なお従前の例による。

1. 全国意見照会概要

1-3.全国意見照会意見数内訳

- 住民記録システム仕様書における受領意見数及び内訳を下記に示します。
- 全国意見照会意見に対する対応一覧については、別紙の参考資料に掲載しています。

全国照会意見内訳

	意見数	仕様書修正	軽微な修正	修正なし	重複等
住民記録システム	9	0	0	4	5

凡例

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 住民記録システム標準仕様書における修正点について下記に示します。

全国意見照会対象外

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
1	修正ポイント 「旧氏の振り仮名」の記載事項への 追加及び名称変更の実施 ・ 政令改正に伴い、仕様書の記載 について、旧氏のフリガナから、旧 氏の振り仮名に変更し、旧氏の 振り仮名を法第7条の記載事項 として管理する。 ・ 旧氏の振り仮名が法第7条の記載事項 として住民票に記載されて いるかどうかを区別するため、旧氏 の振り仮名公証フラグを管理する。	(住民記録システム標準仕様書修正内容 1.1.1 日本人住民データの管理 【実装必須機能】 日本人住民について、以下の項目を管理(※)すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。 【住民票記載事項に当たる項目(法第7条各号関係)】 ・氏名 ・氏名の振り仮名(1.1.18参照) ・旧氏 ・旧氏の振り仮名(1.1.18参照) (後略) 【住民票のその他の項目】 (前略) ・旧氏の別ガナ(1.1.18参照) ・旧氏の振り仮名プリガナ公証確認フラグ(1.1.18参照) ・旧氏の振り仮名プリガナ公証確認フラグ(1.1.18参照) ・旧氏の撮り仮名プリガナ公証確認フラグ(1.1.18参照)
	いるかどうかを区別するため、旧氏	【考え方・理由】

2. 住民記録システム等における旧氏の振り仮名対応にかかる主な変更内容

凡例

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 印鑑登録システム標準仕様書における修正点について下記に示します。

全国意見照会対象外

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
2	修正ポイント 「旧氏の振り仮名」への日本人住民 データの管理項目における名称変更 ・ 政令改正に伴い、日本人住民 データの管理項目について、旧氏 のフリガナから、旧氏の振り仮名に 変更し、データ管理する。	1.1.1 日本人住民データの管理 [実装必須機能] 日本人住民について、以下の項目を管理(※)すること。 ※「管理」とは、データの設定・保持・修正ができることをいう。 (後略) 【印鑑登録が、(照会中、照会取消、登録、抹消)・ ・

2. 住民記録システム等における旧氏の振り仮名対応にかかる主な変更内容

凡例

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

全国意見照会対象外

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
3	旧氏の振り仮名の記載・変更を行う機能を追加 ・ 旧氏と同様に旧氏の振り仮名についても、請求に基づき記載・変更ができる旨を追記。	1.1.7 旧氏・通称 【実装必須機能】 請求に基づき、旧氏及び旧氏の振り仮名の記載、変更及び削除ができること。 申出に基づき、通称の記載及び削除ができること。 国外へ転出した者が、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、国外への転出時に記載していた旧氏及び旧氏の振り仮名又は通称を取り込むことができること。 【考え方・理由】 旧氏を併記したまま国外へ転出し、その後最初の国外からの転入時に、転出時と同一の市区町村へ転入する場合、旧氏の記載は請求登録は申出に基づき、当該旧氏を引き続き記載するもので、国外転出時に記載していた旧氏を再び使用する場合に取り込むことができる機能は、記載にかかる補助機能に留まるものである。

2. 住民記録システムにおける旧氏の振り仮名対応にかかる主な変更内容

凡例

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

全国意見照会対象外

住民記録システム標準仕様書修正内容

並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては、

#

修正ポイント

住民記録システム標準仕様書修正内容

旧氏の振り仮名公証フラグを管理する旨や考え方の記載を追加

旧氏の振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを区別するため、旧氏の振り仮名公証フラグを管理する。

4

・ 請求期間に旧氏の振り仮名の請求があった場合、便宜上保持していた旧氏の振り仮名を更新し、公証された旧氏の振り仮名を法第7条の記載事項として住民票に記載した上、当該振り仮名について、公証フラグを立てる。

1.1.18 振り仮名・フリガナ

【実装必須機能】

日本人氏名の振り仮名及び日本人氏名の振り仮名公証フラグ(当該振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを示すフラグ)を管理すること。また、旧氏の振り仮名及び振り仮名公証フラグ(当該振り仮名が法第7条の記載事項として住民票に記載されているかどうかを示すフラグ)を管理すること。 並びに外国人氏名及び通称のフリガナ及びフリガナ確認フラグ(本人への確認の有無を示すフラグ)を管理すること。 なお、日本人氏名及びの振り仮名、旧氏の振り仮名並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせて送信できること。 日本人氏名及び旧氏の振り仮名については拗音及び促音が区別できること。

(後略)

【考え方・理由】

日本人氏名<u>の振り仮名</u>及び旧氏の振り仮名が、戸籍における法令上の記載事項とされ、法第7条各号における住民票の記載事項とされたことから、本仕様書において「振り仮名」は日本人氏名<u>の振り仮名及び旧氏の振り仮名</u>を指す(旧氏並びに外国人氏名及び通称の場合は「フリガナ」とする。)。

中略)

旧氏の振り仮名については住民基本台帳法施行令の一部改正により、法第7条に基づく住民票の記載事項に追加されることとなるが、旧氏記載者は当該政令の施行日から1年以内に限り、住所地の市町村にその旧氏の振り仮名を請求することができることから、旧氏の振り仮名が公証され、法第7条の記載事項として住民票に記載されていることを管理する「旧氏の振り仮名公証フラグ」が必要となる。

(中略)

実際には本人に確認できたものとできていないものがあることから、本人に対する確認の有無を区別するため、<mark>田氏並びに</mark>外国人氏名及び通称のフリガナについて本人への確認の有無を示すフラグを住民記録システムにおいて管理することとする。

現在、「旧氏のフリガナ」を住民票の記載事項とすることについて、検討を進めており、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。

凡例

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

全国意見照会対象外

住民記録システム標準仕様書修正内容

修正ポイント

住民記録システム標準仕様書修正内容

5.3 振り仮名・フリガナ

【実装必須機能】

住民票の写し(世帯連記式を含む。)、住民票の除票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、転出証明書、転出証明書に準ずる証明書、住民基本台帳の一部の写し(閲覧用)及び職権記載等通知書において、それぞれの氏名及び旧氏の項目の上の振り仮名欄に、法第7条に基づき住民票に記載された日本人氏名及び旧氏の振り仮名をカタカナで記載する。

(後略)

住民票の写し等における旧氏の振り 仮名の取扱いに関する記載を追加

・ 住民票の写し等において、法第7 条の記載事項として住民票に記 載された旧氏の振り仮名を旧氏 振り仮名欄にカタカナで記載する 旨を追加する。

【考え方・理由】

日本人氏名及び旧氏の振り仮名について、戸籍において氏名の振り仮名が法令上の記載事項とされ、法第7条における住民票の記載事項とすることとされたことから、住民票の写し等に氏名の振り仮名の項目を設けて記載する。(中略)

旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正施行日から1年以内は、住所地市区町村に対し、旧氏の振り仮名が請求されることが想定されるため、「旧氏の振り仮名公証フラグ」により、旧氏の振り仮名が公証されていることが確認された者における旧氏の振り仮名について住民票の写し等に記載できる必要がある。

並びに外国人氏名及び通称のフリガナについては、住民票の記載事項として法に規定されておらず、市区町村がその読み方を認定するという性格のものではないが、市区町村によっては、住民サービスの観点等により、住民の求めに対して住民票の写し等に旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナを付記することとしている例があることを踏まえ、標準仕様書上、【実装必須機能】に加えるべきではないものの、当該市区町村の責任において引き続きサービスを提供することを妨げることはしないこととし、【標準オプション機能】として整理したものである。旧氏並びに外国人氏名及び通称のフリガナの配置については、住民票の記載事項である日本人氏名の振り仮名と区別するため、振り仮名欄に記載するのではなく、各項目の記載内容の後ろに、括弧書きで表記することとする。外国人住民における住民票の写し等において、氏名の振り仮名欄は、他の項目と同様、項目名及び項目内容を*表示とすること(20.0.2参照)。

※上記の空欄の記載方法については、20.0.2でも同様に示し、併せて氏名についても同様の取扱いとして修正をしている。

2. 住民記録システム等における旧氏の振り仮名対応にかかる主な変更内容

凡例

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

全国意見照会対象外

住民記録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント
	住民票の写し等への旧氏の振り仮 名欄の追加
6	・ 住民票の写しにおいて旧氏の振り 仮名欄を旧氏欄の上に追加し、 旧氏を保持している場合は当該 欄に公証された旧氏の振り仮名を 印字する形に帳票レイアウトを修 正する。
	 レイアウトについては、レイアウト全体の変更が生じないよう、旧氏欄を2行から1行に変更し、旧氏の振り仮名欄を追加する形で対応する。

住民記録システム標準仕様書修正内容

20.1.1 住民票の写し

【実装必須機能】

住民票の写し(世帯連記式を含まない。)に記載する項目は以下のとおりとすること。

- ・氏名(ローマ字、漢字を含む。)
- ・日本人氏名の振り仮名
- ・旧氏
- ・旧氏の振り仮名

20.1.1 住民票の写し (帳票レイアウト)

氏名の振り仮名	ジュウミン【名空欄】	個人番号	1234 5678 9	012	
氏名	住民 花子	住民票コード	1234 5678 9	001	
旧氏の振り仮名 旧氏	ジュウキ	生年月日	昭和50年1月1	B	
世帯主	住民 太郎	性別	男		
続柄	妻	住民となった 年月日	平成23年4月1	B	
住所		箇所】 日 を 2 行から 1 行に変更し、 3 振り仮名欄を追加		Э	
本籍	東京都千代田区霞が関ニ丁目1番地	筆頭者	住民 太郎		
転入前住所	東京都千代田区霞が関2丁目2番1号				
* * *	* * * * *	* * *	*****		
* * *	* * * * *	* * *	*****		

凡例

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

全国意見照会対象外

		住氏記述ンステム保存は依置修正内谷
#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
7	住民票の写し等への旧氏の振り仮名欄の記載 ・ 旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする政令の施行日から1年間の請求期間に限っては、旧氏の振り仮名が住民票の記載事項として記載されていない場合は、旧氏の振り仮名の項目名及び項目内容を「*」標記にすることとする。※氏名の振り仮名と同様の整理	20.0.2 各項目の記載 【実装必須機能】 項目名は、横書き、左右・上下中央揃えとすること。 項目内容は、横書き、左揃え、上下中央揃えとすること。ただし、異動履歴、通称の記載及び削除に関する事項、除票記載事項等の事項は、統合記載欄(1.1.14参照)を設けることとし、上揃えとすること。記載しない項目(例:日本人住民の住民票の写しにおける外国人住民用項目、記載事項証明書における記載しない項目)(こついては、項目名及び項目内容を*表示とすること。記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目(例:転入後、転居していない場合の「住所を定めた年月日」、出生に伴い、住民票を記載した場合の「転入前住所」等、旧氏を設定していない場合の「旧氏」等)については、項目内容を「(空欄)」と表示すること。ただし、日本人氏名の振り仮名において、氏及び名の振り仮名のいずれも法第7条に基づく記載事項として住民票に記載されていない場合は、項目名及び項目内容を*表示とする。同様に、旧氏の振り仮名において、旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日から1年以内の旧氏の振り仮名の請求期間に限り、法第7条の住民票記載事項として住民票に旧氏の振り仮名が記載されていない場合は、項目名及び項目内容を*表示とする。なお、日本人氏名及び日本人氏名の振り仮名について、それぞれの氏又は名の一方に空欄がある場合は、当該空欄部分ついて「【氏空欄】」又は「【名空欄】」と記載する。(後略)

凡例

青字下線:追加 赤字取消線:削除

住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

全国意見照会対象外

住民記録システム標準仕様書修正内容

修正ポイント 住民記録システム標準仕様書修正内容 20.0.3 異動履歴の記載 【実装必須機能】 住民票の写し(世帯連記式でないものに限る。) (20.1.1参照)、住民票記載事項証明書(世帯連記 式でないものに限る。) 及び住民票除票記載事項証明書(20.1.2参照)、住民票の除票の写し(20.1.4 参照)には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。 旧氏の振り仮名の住民票への記載 なお、日本人氏名の振り仮名が、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携される振り仮名に に伴う異動履歴の記載を追加 よって、法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載される場合及び旧氏の振り仮名が住民 票の記載事項として住民票に初めて記載される場合、便宜上自治体が保持している公証前の振り仮名の修正 ではなく、新たに振り仮名を記載したものとして履歴を記載すること。この場合、異動前の氏名及び旧氏の振り仮 • 改ざん防止の観点から、旧氏の振 名には便宜上保持していた振り仮名を記載せず、空欄とすること。また、氏又は名の振り仮名のいずれかが先に 8 り仮名が法第7条に基づく記載 住民票の記載事項として記載され、後から当該振り仮名以外が記載される場合にも履歴を記載すること。 事項として住民票に初めて記載さ れる場合に、異動前の振り仮名 欄は【空欄】とする旨を示す。 (記載例) 請求に基づき旧氏の振り仮名を記載した場合 【異動履歴】 令和7年8月1日請求(令和7年8月1日異動(旧氏の記載)) 異動項目:旧氏の振り仮名 異動前:【空欄】 異 動 後:スズキ 留意事項:

2. 住民記録システム等における旧氏の振り仮名対応にかかる主な変更内容

凡例

<u>青字下線</u>:追加 赤字取消線:削除

■ 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

全国意見照会対象外

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
	旧氏の振り仮名に関するアラート機	11.1 エラー·アラート項目 ○ アラート項目一覧
	能を追加	アラート番号 アラート項目 (参考)表示メッセージ例
9	• 旧氏の振り仮名 の入力漏れを抑 止するため、 未記載の場合のア	8 旧氏記載者の旧氏の振り仮名が未記載の場合 旧氏の振り仮名が入力されていません。
	ラートを追加する。	アラート番号 アラートとした考え方・理由 旧氏の振り仮名については空欄が許容されているため、入力漏れを回避するためにアラートが必要。

3. (再掲)旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定に向けたスケジュール

標準仕様書改定スケジュール(案)

			令和5年度		令和6年度			公 和7欠度	△和○左座
		1月	2月	3月	4月	5月	6月~	令和7年度	令和8年度
	政令等						・旧氏の振り仮名を住民 記載事項とする政令の2 ・旧」 記	公布 気の振り仮名を個人番号カー 載事項等とする政令の公布	ドの 旧氏及び旧氏の振り仮名を 亨籍附票の 記載事項とする 改令の公布
	検討会	検討会		検討会		検討会			
標準仕様	氏名の振り 仮名 法制化関連 (対応済 み)	住記5.0版、F 附票3.0	D鑑3.2版、 版公表					政令公布に合わせて 想定案に基づき 正式版を公表	
標準仕様書の改定	旧氏・旧氏 の振り仮名 法制化関連	仕様書想定案(R6.1)公表 ⁷	仕様書想定案(I ※検討会とり 検討会意見等 反映	R6.3)公表 まとめ案 全国意見 照会実施		景定案 表 住記6.0版、印鑑3 (R7.1)公表予算	3.3版 定 公表 ▽	▼ 公表 ▽

- 4. (再掲)旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定にかかる適合基準日
 - 旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書改定内容の適合基準日は以下といたします。

デジタル庁にて示された方針

「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」

2. 標準仕様書機能要件の改定ルールについて(横並び調整方針の改定イメージ)

標準仕様書機能要件の改定ルールについて

1~5. (略)

6. 改定内容の適合基準日を明示すること。

本改定内容の適合基準日

各仕様書に係る実装必須機能に係る改定内容の適合基準日は下記のとおり。

- ・住民記録システム標準仕様書
 - →原則、令和8年4月1日

ただし、旧氏及び旧氏の振り仮名に係る法第19条1項通知に関する機能

(7.1.1.1 CSへの自動送信) については旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍の附票の記載事項とする

住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日(現時点で令和9年度第1四半期を想定)

- ・印鑑登録システム標準仕様書
 - →令和8年4月1日
- ・ 戸籍附票システム標準仕様書
 - →旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍の附票の記載事項とする住民基本台帳法 施行令の一部改正の施行日(現時点で令和9年度第1四半期を想定)
- ※ 標準準拠システムの利用有無に関わらず、住民記録システムにおいては、旧氏の振り仮名を住民票の記載事項とする 住民基本台帳法施行令の一部改正の施行日以降は旧氏の振り仮名の管理等が必要となる点に留意すること。

5. 制度改正に伴う標準仕様書改定に係る考え方(基本方針等の取扱い)

地方公共団体情報システム標準化基本方針(令和6年12月閣議決定)抄

- 第 5 標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項(標準化法第 5 条第 2 項 第 4 号)
 - 5.1.2 機能標準化基準の変更
 - 制度所管省庁は、当該制度改正に伴う標準準拠システムの改修について**施行日までに余裕を持って対応できるようにするため、**制度改正が行われてから機能標準化基準の変更を検討するのではなく、**制度改正の検討と同時に、機能標準化基準の変更を検討する。**

標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について (令和5年9月関係省庁会議) 抄

1. 標準仕様書の改定に伴う地方公共団体及び事業者の負担を軽減するため、原則として適合基準日の1年前までに 見直し内容を反映した標準仕様書に改定する。

ただし、<u>制度改正等の事情により、適合基準日の1年前までの標準仕様書の改定が困難な場合については、制度</u>改正等の検討段階から、以下の(1)~(3)の対応を行うこと。

- (1)制度改正等の検討段階から、開発に手戻りがないよう、広く開発事業者等に影響を確認すること。
- (2)標準仕様書の改定内容を検討会等で、地方公共団体及び開発事業者と検討すること。
- (3)検討した内容を標準仕様書の改定案として公開すること。
- 2. 移行支援期間(令和7年度まで)における標準仕様書の改定への対応については、令和7年度までの適合が制度 改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和8年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとし、 標準仕様書の改定の際は、令和8年度以降に適合基準日を設定することとする。
- 3. 標準仕様書の改定は、原則として、8月31日又は1月31日に行うものとする。

今後公布が予定される『旧氏の振り仮名を個人番号カードの記載事項等とする政令』及び『旧氏及び旧氏の振り仮名を戸籍附票の記載 事項とする政令』による住民記録・戸籍附票システム標準仕様書における修正対象及び引き続き想定として当面の間残存する内容、並び に当該内容の仕様書への反映・公表時期、適合基準日については、以下のとおりです。

	にヨ該内谷の任依書への文咲・公衣時期、週古基準日については、以下のとありじり。					
	対象箇所	各標準仕様書修正想定内容	修正反映·公表予定時期 ※	適合基準日 ※		
住	1.1.7 旧氏·通称	戸籍の附票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載後における国外 転入時の住民票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載にかかる取 扱いを考え方・理由に追加	令和8年8月	令和9年度 第1四半期		
住民記録システム	7.1.1.1 CSへの自動送信	• 旧氏及び旧氏の振り仮名の記載・変更・消除時における戸籍の 附票記載事項通知の自動送信機能を追加	令和8年8月	令和9年度 第1四半期		
ステム	10.8 CSV形式のデータの取込	• 個人番号カード券面事項に旧氏の振り仮名を追加	令和7年8月	令和8年4月1日		
Δ	20.0.3 異動履歴の記載	• 国外転入時における旧氏及び旧氏の振り仮名記載にかかる異動履歴の記載に関する留意事項を追加	令和8年8月	令和9年度 第1四半期		
	1.1.1 戸籍の附票データの管理 2.1.3 基本検索	管理項目として旧氏及び旧氏の振り仮名を追加 ※検索対象項目や支援措置対象者管理項目等にも追加				
戸	1.1.6 旧氏 1.1.16 振り仮名	住民票への記載や国外転出者の請求に基づき、戸籍の附票への「旧氏」等の記載等を行う機能を追加				
稍附票,	1.2.2 異動事由	・ 旧氏及び旧氏の振り仮名に関する異動事由の考え方を明記	0.45 - 45 - 7	令和9年度		
戸籍附票システム	5.3 振り仮名 20.0.2 各項目の記載	• 戸籍の附票の写し等における旧氏及び旧氏の振り仮名の取扱い に関する記載を追加	令和8年8月	第1四半期		
	20.1.1 戸籍の附票の写し	• 戸籍の附票の写し等における旧氏及び旧氏の振り仮名の記載 事項として扱う旨を追加				
	1.2.1 異動履歴の管理	• 異動履歴の管理項目に対する「請求日」の追加				

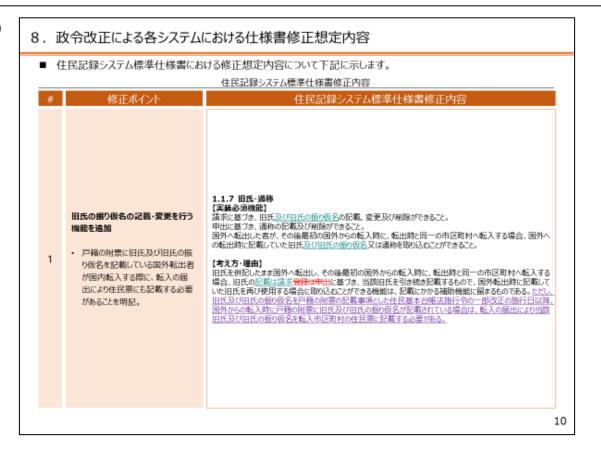
■ 各システム標準仕様書の修正想定内容を確認する際の凡例は通常、青字下線・赤字取消線のみでしたが、想定最終版において、標準仕様書に反映する箇所と引き続き想定最終版として残存する箇所が混じるため、詳細に記載します。

凡例

<u>青字下線</u>:今回の令和7年1月仕様書修正・改版において追加される箇所 赤字取消線:今回の令和7年1月仕様書修正・改版において削除される箇所

<u>紫字下線</u>: 令和7年8月または令和8年8月における各政令改正により修正が想定される箇所 橙字取消線: 令和7年8月または令和8年8月における各政令改正により削除が想定される箇所

(参考)



凡例 <u>青字下線</u>: R7.1追加 赤字取消線: R7.1削除

紫字下線: R7.8以降追加想定 橙字取消線: R7.8以降削除想定

■ 住民記録システム標準仕様書における修正想定内容について下記に示します。

全国意見照会対象外

1.1.7 旧氏・通称	-の市区町村へ転入する 国外転出時に記載して 留まるものである。 <u>ただし、</u> 一部改正の施行日以降、

凡例 <u>青字下線</u>: R7.1追加 赤字取消線: R7.1削除

紫字下線: R7.8以降 追加想定 橙字取消線: R7.8以降 削除想定

■ 住民記録システム標準仕様書における修正想定内容について下記に示します。

全国意見照会対象外

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
2	戸籍の附票記載事項通知の自動送 信機能を追加 ・ 旧氏及び旧氏の振り仮名の記載・変更・消除時における戸籍の 附票記載事項通知の自動送信 機能を追加。	7.1.1.1 CSへの自動送信 【実装必須機能】 転入・転出等の異動時等に、「既存住基システム改造仕様書」の電文仕様に基づき、各電文がCSに自動送信されること(4.1.3.0.4(特例転入を利用した転出)、4.1.3.1.1(転入通知の受理)、4.2.1.1(住所設定・未届転入)、7.1.1.4(カード管理システム連携)、9.7(住所一括変更)参照)。送付先情報については、印刷区分と特別な事情がある者の変更指定後に送信ができること。 (中略) その他、以下について実行できること。 (中略)・転入等、職権記載等、転出(国外転出)、職権消除等、転居、職権修正等、旧氏及び旧氏の振り仮名の記載・変更・消除、住民票コード変更請求及び出生・帰化による住民票コードの職権記載時の戸籍の附票記載事項通知の自動送信(=デジタル手続法の施行に伴う対応。初期突合開始日に送信対象となる。)ができること (後略)

凡例 <u>青字下線</u>: R7.1追加 赤字取消線: R7.1削除

紫字下線: R7.8以降 追加想定 橙字取消線: R7.8以降 削除想定

■ 住民記録システム標準仕様書における修正想定内容について下記に示します。

全国意見照会対象外

#	修正ポイント	住民記録システム標準仕様書修正内容
3	個人番号カード券面事項に旧氏の振り仮名を追加 ・ 旧氏の振り仮名を個人番号カードの記載事項等とする政令改正により個人番号カード券面事項として旧氏の振り仮名を追記。	10.8 CSV形式のデータの取込 【実装必須機能】 異動処理等を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい(なお、転出証明書への二次元コードの印字については、20.3.2 (転出証明書)を参照。)。 ・転出証明書に記載のデータ 【標準オプション機能】 異動処理を行う際、CSV形式で提供された以下のデータを取り込めること。その際、任意の方法でCSV形式になったデータを取り込むことができればよい。 ・住民異動届に記載のデータ ・住民票の写し等の証明書の交付申請書に記載のデータ ・他人番号カード券面事項(4情報等(住所・氏名・日本人氏名の振り仮名・旧氏・旧氏の振り仮名・通称・生年月日・性別)及び個人番号) CSV形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書のICチップ内にある券面情報を取り込み、1.1.2 (外国人住民データの管理)に規定する項目のうち、当該CSVデータに該当する項目に自動入力ができること。

凡例 <u>青字下線</u>: R7.1追加 赤字取消線: R7.1削除

紫字下線: R7.8以降 追加想定 橙字取消線: R7.8以降 削除想定

■ 住民記録システム標準仕様書における修正想定内容について下記に示します。

住民記録システム標準仕様書修正内容

全国意見照会対象外

修正ポイント

住民記録システム標準仕様書修正内容

20.0.3 異動履歴の記載

【実装必須機能】

住民票の写し(世帯連記式でないものに限る。)(20.1.1参照)、住民票記載事項証明書(世帯連記式でないものに限る。)及び住民票除票記載事項証明書(20.1.2参照)、住民票の除票の写し(20.1.4参照)には、異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、以下のように記載すること。(中略)

なお、日本人氏名の振り仮名が、戸籍における振り仮名の届出の受理地又は本籍地から連携される振り仮名によって、法第7条に基づく記載事項として住民票にそれぞれ初めて記載される場合及び旧氏の振り仮名が住民票の記載事項として住民票に初めて記載される場合、便宜上自治体が保持している公証前の振り仮名の修正ではなく、新たに振り仮名を記載したものとして履記載され、後から当該振り仮名以外が記載される場合にも履歴を記載すること。

(中略

歴を記載すること。この場合、異動前の氏名<u>及び旧氏</u>の振り仮名には便宜上保持していた振り仮名を記載せず、 空欄とすること。また、氏又は名の振り仮名のいずれかが先に住民票の記載事項として

(記載例) 請求に基づき旧氏の振り仮名を記載した場合

旧氏の振り仮名の住民票への記載 に伴う異動履歴の記載を追加

・ 国外転入において、附票に旧氏 及び旧氏の振り仮名が記載されて いない場合は国内転入時に「請 求」、記載されている場合は「転入 の届出」となることを明記

【異動履歴】

令和7年8月1日請求(令和7年8月1日異動(旧氏の記載))

異動項目:旧氏の振り仮名

異動前:【空欄】 異動後: スズキ 留意事項:

【考え方・理由】

(中略

旧氏及び旧氏の振り仮名の記載について、国外転入する際、転入時に戸籍の附票の記載事項に旧氏及び 旧氏の振り仮名が記載されていない場合は請求となり、記載されている場合は転入の届出となることに留意する こと。

4

凡例 <u>青字下線</u>: R7.1追加 赤字取消線: R7.1削除

紫字下線: R7.8以降追加想定 橙字取消線: R7.8以降削除想定

■ 戸籍附票システム標準仕様書における修正想定内容について下記に示します。

全国意見照会対象外

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
	「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」の記 載事項等への追加	1.1.1 戸籍の附票データの管理 【実装必須機能】 戸籍の附票に記載されている者(消除となった者も含む。)について、以下の項目を管理すること。 (中略) 【戸籍の附票記載事項に当たる項目(法第17条各号及び第17条の2第1項関係)】 ・氏名 ・氏名の振り仮名(1.1.165%照) ・旧氏(1.1.6参照) ・旧氏の振り仮名(1.1.16参照) (後略)
1	• 政令改正に伴い、戸籍の附票の 記載事項として、旧氏及び旧氏の 振り仮名を管理する。	【考え方・理由】 (前略) 現 在、「旧氏」及び「旧氏のフリガナ」を戸籍の附票の記載事項とすることについて、検討を進めており、関係法令が制定される際に修正を行う予定である。
	その他の項目についても、氏名の 振り仮名と同様に旧氏及び旧氏 の振り仮名を追加する。	2.1.3 基本検索 【実装必須機能】 氏名・旧氏・氏名及び旧氏の振り仮名・生年月日(西暦・和暦)・性別・本籍・筆頭者・住所・住所コード・住民票コードから検索できること。また、消除となった者の備考欄に含まれる、誤記があることが判明した場合の記録のうち、誤記修正後の記載である氏名・氏名の振り仮名・生年月日について検索できること。 (中略) 異動履歴の検索においては、氏名、旧氏、氏名及び旧氏の振り仮名、氏名の振り仮名、住所、住所コード、方書、住民票コード及び本籍については過去履歴を含めて検索し、対象者を特定できること。 (後略)

凡例 青字下線: R7.1追加 赤字取消線: R7.1削除

紫字下線: R7.8以降 追加想定 橙字取消線: R7.8以降 削除想定

■ 戸籍附票システム標準仕様書における修正想定内容について下記に示します。

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

全国意見照会対象外

修正ポイント

を追加する。

住民票への記載や国外転出者の請

求に基づき、戸籍の附票への「旧氏」

法第7条の記載事項として住民

票に記載されている旧氏や国外転

出者の請求に基づく旧氏の記載、

変更及び削除を実施できる機能

戸籍附票の事務においては、これ

まで旧氏及び旧氏の振り仮名は

めて旧氏及び旧氏の振り仮名が

管理しておらず、施行日をもって初

記載されることとなるため、「旧氏の

振り仮名公証フラグ」は不要である。

等の記載等を行う機能を追加

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

1.1.6 旧氏

【実装必須機能】

法第17条第8号に定める旧氏を記載できること。

住民票で旧氏の変更又は削除がされた場合、戸籍の附票においても変更又は削除ができること。

国外転出者の請求に基づき、旧氏の記載、変更及び削除ができること。

【考え方・理由】

国外転出をしても、引き続き個人番号カードが使用できるようになるが、戸籍の附票の記載事項が個人番号カー ドの記載事項の基となることから、国外転出者が所有するカード券面に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するため、

戸籍の附票の記載事項として旧氏が追加された。

旧氏を戸籍の附票にも記載することとし、変更及び削除についても同様とすること。

また、国外転出者においては、住民票が消除され、住民票での旧氏の管理はできなくなるが、戸籍の附票におい て引き続き管理する。国外転出者は、本籍地市区町村に、旧氏記載の請求等ができることとなる。

2

1.1.165 振り仮名

【実装必須機能】

氏名については、氏名の振り仮名及び氏名の振り仮名公証フラグ(当該振り仮名が法第17条の記載事項とし て戸籍の附票に記載されているかどうかを示すフラグ)を管理すること。

また、旧氏については、旧氏の振り仮名を管理すること。

氏名及び旧氏の振り仮名については、カタカナで管理することとし、CSへの送信の際は住基ネットの仕様に合わせ て送信できること。

氏名及び旧氏の振り仮名については拗音及び促音が区別できること。

【考え方・理由】

氏名及び旧氏の振り仮名が、戸籍における法令上の記載事項とされ、法第17条各号における戸籍の附票の記 載事項とされた。

(中略)

旧氏の振り仮名については、住民記録システムにおいて、「旧氏の振り仮名については住民基本台帳法施行令 の一部改正により、法第7条に基づく住民票の記載事項に追加されることとなるが、旧氏記載者は当該政令の 施行日から1年以内に限り、住所地の市町村にその旧氏の振り仮名を届け出ることができることから、旧氏の振 り仮名が公証され、法第7条の記載事項として住民票に記載されていることを管理する「旧氏の振り仮名公証フ ラグ」が必要となる。」としているところ、戸籍の附票においては、これまで旧氏の振り仮名を管理しておらず、戸籍の 附票への旧氏の振り仮名の記載の施行日に初めて記載されることになるため、旧氏の振り仮名について、事実上 管理されていた振り仮名と戸籍の附票の記載事項としての振り仮名を区別するための「旧氏の振り仮名公証フラ

グルは不要となる。

凡例 <u>青字下線</u>: R7.1追加 赤字取消線: R7.1削除

紫字下線: R7.8以降追加想定 橙字取消線: R7.8以降削除想定

■ 戸籍附票システム標準仕様書における修正想定内容について下記に示します。

全国意見照会対象外

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

		/ 相門示ノハノム宗平は似自修正門台
#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
3	旧氏及び旧氏の振り仮名に関する 異動事由の考え方を明記 ・ 法第7条の記載事項として住民 票に記載されている旧氏の記載 等を戸籍の附票に対して行う場 合には「職権修正等」の異動事由 が該当し、国外転出者の請求に 基づき旧氏の記載等を行う場合 は「その他職権修正」の異動事由 が該当することから、考え方・理由 に対して一部記載を追加する。	1.2.2 異動事由 【実装必須機能】 (前等) 異動事由は、以下のとおり区分すること。 〇記載の事由(略) 〇消除の事由(略) 〇修正の事由 ・戸籍届出等による修正 ・転入等 ・転出 ・転居 ・職権修正等(住民票における職権記載・消除・修正等を指す。) ・誤記修正 ・その他職権修正 ・異動の取消し(修正) 【考え方・理由】 (前略) また、修正の事由の「職権修正等」については、住基ネット回線を通じて連携される住民記録システムにおける住民票に対する「職権記載等」、「職権消除等」、「職権修正等」、「住民票コードの変更請求」、、 及び「住民票コードの職権記載等」、「間氏の記載」、「旧氏の変更」及び「旧氏の削除」がマッピングされる異動事由を指す。 戸籍附票システムにおける職権修正は「その他職権修正」とし、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録市と町村名の変更や国外転出者からの旧氏及び旧氏の振り仮名の請求等に伴う職権修正は「その他職権修正」に含まれる。

凡例 <u>青字下線</u>: R7.1追加 赤字取消線: R7.1削除

紫字下線: R7.8以降追加想定 橙字取消線: R7.8以降削除想定

■ 戸籍附票システム標準仕様書における修正想定内容について下記に示します。

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

全国意見照会対象外

#

修正ポイント

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

戸籍の附票の写し等における旧氏 及び旧氏の振り仮名の取扱いに関 する記載を追加

- 戸籍の附票の写し等において、法 第17条の記載事項として**戸籍の** 附票に記載された旧氏及び旧氏 の振り仮名をそれぞれの欄に記載 する旨を追加する。
- 旧氏及び旧氏の振り仮名が記載 事項とされていない場合については、 **欄を設けずに上詰めとする**旨を記 載する。

5.3 振り仮名

【実装必須機能】

戸籍の附票の写し(全部証明・個人証明)、戸籍の附票の除票の写し(全部証明・個人証明)、戸籍の附票部分証明(行政証明)、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書において、それぞれの氏名及び旧氏の振り仮名欄(在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書については、氏名の振り仮名欄のみ)に、法第17条の記載事項として戸籍の附票に記載された氏名及び旧氏の振り仮名をカタカナで記載する。

(後略

【実装不可機能】

戸籍の附票の写し(全部証明・個人証明)、戸籍の附票の除票の写し(全部証明・個人証明)、戸籍の附票部分証明(行政証明)、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書の氏名及び旧氏の振り仮名欄以外の項目に、氏名及び旧氏の振り仮名を記載できること。

20.0.2 各項目の記載 【実装必須機能】

(削略

記載する項目のうち、当該項目について、記載すべきものがない項目(例:国内在住者における「在外選挙人名簿登録市区町村名」、デジタル手続法第9号施行日前に消除となった者における「性別」、「生年月日」、デジタル手続法第10号施行日前に消除となった者における「住民票コード」、及び法第17条に基づく記載事項として戸籍の附票に記載されていない「氏名の振り仮名」、旧氏を記載していない者の「旧氏」及び「旧氏の振り仮名」、等)については、項目名及び項目内容を記載せず、上詰めして表示すること。ただし、在外選挙人名簿及び在外投票人名簿登録者の戸籍又は戸籍の附票の変更通知書(20.2.2参照)において記載すべきものがない項目については上詰めせず*と表示すること。

凡例 <u>青字下線</u>: R7.1追加 赤字取消線: R7.1削除

紫字下線: R7.8以降 追加想定 橙字取消線: R7.8以降 削除想定

■ 戸籍附票システム標準仕様書における修正想定内容について下記に示します。

全国意見照会対象外

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

		厂相削示ノヘノ 立保学 は似音 修正 20台
#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
5	戸籍の附票の写し等における旧氏 及び旧氏の振り仮名の記載事項と して扱う旨を追加 ・ 戸籍の附票の写し等において、法 第17条の記載事項として戸籍の 附票に記載された旧氏及び旧氏 の振り仮名を追加する。	20.1.1 戸籍の附票の写し (実装必須機能) (前時) 戸籍の附票の写しに記載する項目は以下のとおりとすること。 ・戸籍の表示(本籍・筆頭者) ・氏名 ・氏名の振り仮名 ・出氏 ・旧氏の振り仮名 (後略) 20.1.1 戸籍の附票の写し(帳票レイアウト) (氏 名) 斉藤 花子 (((() () () () () () () ()

凡例 <u>青字下線</u>: R7.1追加 赤字取消線: R7.1削除

紫字下線: R7.8以降追加想定 橙字取消線: R7.8以降 削除想定

■ 戸籍附票システム標準仕様書における修正想定内容について下記に示します。

全国意見照会対象外

戸籍附票システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	戸籍附票システム標準仕様書修正内容
6	異動履歴の管理項目に対する「請求日」の追加 ・ 国外転出者による旧氏及び旧氏の振り仮名の記載等の請求が想定されることから、異動履歴として管理する項目に「請求日」を追加する。	1.2.1 異動履歴の管理 [実装必須機能] 1.1.1 (戸籍の附票データの管理) に規定する異動履歴は、以下の項目を管理すること。 ・異動者(4.0.1参照) ・異動事由として管理する項目(1.2.2参照) ・異動日(4.0.2参照) ・処理日(4.0.2参照) ・通求日(国外転出者による請求に基づく旧氏及び旧氏の振り仮名の記載等を行う場合に限る。) ・入力場所(1.3.1参照) ・入力端末(1.3.1参照) 20.0.4 備考欄(異動履歴)の記載 [実装必須機能] (前略)
	• 20.0.4においては、請求日が入る場合を想定して例示に追記をする。	■異動履歴 氏名: {対象者名} {異動日}異動({異動事由})({処理日「職権」 <u>/請求日「請求」</u> }) 異動項目: {異動項目} 異動前: {異動前データ} 異動後: {異動後データ}

(再掲)標準仕様書想定案の取扱い・周知

- 予見可能性及び開発・導入環境を確保する観点から、制度が確定(政令公布)した場合を前提に、標準仕様 書を想定案として、既存の確定した標準仕様書とは別に公表する。今後、想定どおりに制度が確定(政令公布) した場合に、速やかに検討会を経て、今回の想定案を標準仕様書として確定させる予定。
- 総務省ホームページにおいて、既に決定している標準仕様書の掲載とは別に、**制度が確定(政令公布)するまでの** 間は「旧氏・旧氏の振り仮名対応に係る標準仕様書(想定最終版)」の特設ページを設置し、想定案を公表。
- 想定案や想定案の位置付け、今後の見通しを含めて自治体及び事業者へ丁寧に周知を行っていく。

(総務省ホームページ)

